

函館市地域放課後児童健全育成事業環境改善補助金交付要領

1 趣旨

この要領は、函館市地域放課後児童健全育成事業環境改善補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の額について（要綱第5条関係）

設備の整備として、エア・コンディショナー等の冷房装置（以下「エアコン」という。）の購入を行う場合の補助基準額は、次のとおりとする。

- (1) 令和6年4月1日時点で放課後児童健全育成事業を行う場所の専用区画にエアコンが設置されていない場合の補助基準額
800,000円
- (2) 令和6年4月1日時点で放課後児童健全育成事業を行う場所の専用区画にエアコンが設置されている場合の補助基準額
500,000円

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。